

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 21 年 12 月 16 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

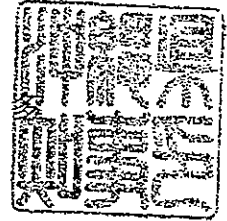
議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び
「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
等の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄
県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する
条例」については、異議ありません。

総人第1290号
平成21年11月19日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 仲井 眞 弘



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。



条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

平成21年10月の人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与改定等を考慮し、県の職員及び県費負担職員の給与を改定するため、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。〈第1条〉

ア 医師及び歯科医師の初任給調整手当の支給月額を306,900円から410,900円に引き上げる。(第11条第1項関係)

イ 12月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる。(第27条第2項及び第3項関係)

ウ 12月に支給される勤勉手当の支給割合を引き下げる。(第28条第2項第1号及び第2号関係)

エ 医療職給料表(1)を除くすべての給料表について、初任給を中心とした若年層を除き、給料月額を改定する。(別表第1から別表第6まで関係)

オ 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度を15,900円から11,700円に引き下げる。(第28条の2第2項関係)

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。〈第2条〉

ア 期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第27条第2項及び第3項関係)

イ 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を引き上げる。(第28条第2項第1号及び第2号関係)

(3) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

<第3条関係>

ア 第1号任期付研究員に適用する給料表の1号給を除く給料月額を改正する。(第5条第1項の表関係)

イ 12月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる。(第6条第3項関係)

(4) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

<第4条>

期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第6条第3項関係)

(5) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。<第5条>

ア 特定任期付職員に適用する給料表の1号給を除く給料月額を改定する。(第7条第1項の表関係)

イ 12月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる。(第10条第2項関係)

ウ 特定業務等従事任期付職員の給料表(特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)を除く)の一部を改正する。(別表第1から別表第3まで関係)

(6) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。<第6条>

期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第10条第2項関係)

(7) 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第3号)の一部を次のように改正する。<第7条>

平成18年4月1日の給料表の切替に伴い経過措置を受けている職員について、当該経過措置の算定の基礎となる額を引き下げる。(附則第7項関係)

(8) 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。<第8条>

(7)に伴い、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第3号)を読み替えて適用する部分を改正する。(第6条第1項関係)

(9) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、(1)又は平成22年1月1日から、(2)、(4)及び(6)は

平成22年4月1日から施行する。〈附則第1項〉

- (10) この条例中(1)アについては、平成21年4月1日から適用する。〈附則第2項〉
- (11) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定める。〈附則第3項〉
- (12) (1)エに伴う経過措置を定める。〈附則第4項〉
- (13) 人事委員会規則への委任について定める。〈附則第5項〉

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条、第14条、第24条及び第25条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条

5 関係各課との調整状況

人事委員会及び財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

乙第 号議案

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「306,900円」を「410,900円」に改める。

第27条第2項中「100分の160を」を「100分の145を」に、「100分の140を」を「100分の125を」に、「100分の170」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の160を」を「100分の145」に、「100分の85を」を「100分の80」に改め、「100分の65」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を加える。

第28条第2項第1号中「額に100分の67.5（特定幹部職員にあつては、100分の87.5）」を「額に、6月に支給する場合には100分の67.5（特定幹部職員にあつては、100分の87.5）、12月に支給する場合には100分の62.5（特定幹部職員にあつては、100分の82.5）」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）」を「勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の30（特定幹部職員にあつては、100分の40）」に改める。

第28条の2第2項中「15,900円」を「11,700円」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900

<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第28条の2 義務教育等教員特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>11,700円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条の2中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第28条の2 義務教育等教員特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する公立の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する校長及び教員(副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))をいう。次号及び第3項において同じ。)</p> <p>(2) 前号に掲げる校長及び教員との権衡上必要があると認められる高等学校等(学校教育法に規定する公立の高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。)に勤務する校長及び教員</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>15,900円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者については、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定を準用する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

期末手当の支給割合を引き下げ改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、教育長、特別職の知事等及び特別職の秘書についても期末手当の支給割合を引き下げ改定するため、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例並びに沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。〈第1条〉

12月に支給される教育長の期末手当の支給割合を引き下げる。(第4条関係)

- (2) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。〈第2条〉

教育長の期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第4条関係)

- (3) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。〈第3条〉

12月に支給される知事等の期末手当の支給割合を引き下げる。(第7条関係)

- (4) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。〈第4条〉

知事等の期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。(第7条関係)

- (5) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。＜第5条＞

12月に支給される特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き下げる。（第4条関係）

- (6) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。＜第6条＞

特別職の秘書の期末手当について、6月の支給割合を引き下げ、12月の支給割合を引き上げる。（第4条関係）

- (7) この条例中(1)、(3)及び(5)については公布の日から、(2)、(4)及び(6)については平成22年4月1日から施行する。＜附則＞

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条
- (2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の
一部を改正する条例

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には」を削り、「100分の160を」を「100分の145」に、「100分の170を」を「100分の150」に改める。

第2条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に、「100分の145」を「100分の150」に、「100分の150」を「100分の165」に改める。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の160を」を「100分の145」に、「100分の170を」を「100分の150」に改める。

第4条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に、「100分の145」を「100分の150」に、「100分の150」を「100分の165」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160を」を「100分の145」に、「100分の170を」を「100分の150」に改める。

第6条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に、

「100分の145」を「100分の150」に、「100分の150」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、その他の規定は平成22年4月1日から施行する。

平成21年11月26日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

期末手当の支給割合を引下げ改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等、教育長及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受けて、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受けて、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の140</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の160</u>」と、「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

新旧対照表（第2条関係） ※平成22年4月1日施行

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受けて、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受けて、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>